

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

平成18年度 分担研究報告書

分担研究者 藤本 哲也

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A．研究目的

「罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図ることを目的」とする当研究の中にあつて、わが藤本グループは、財団法人矯正協会附属中央研究所や、法務省矯正局成人矯正課の協力を得て、我が国の矯正施設の現状を明確にするるとともに、海外の動向についての研究を加味することで、研究の内容を深めていきたいと考えるものである。

3年間にわたる当研究の初年度として、平成18年度は、まず、「現状把握」に重点を置いた。

- 1 「日本と海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方の分析調査」
- 2 「我が国の矯正施設における知的障害者の実態調査」
- 3 施設参観の実施

B．研究方法

(1) 我が国及び海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方

- ・知的障害者と法律
- ・知的障害者と犯罪類型
- ・知的障害者と矯正処遇

(2) 我が国の矯正施設における知的障害者の現状

- ・矯正施設における知的障害者の数量的把握（現状）
- ・矯正施設における知的障害者の数量的把握（過去のデータ）
- ・矯正施設における知的障害者対策

(3) 矯正施設における実態調査

本調査内容の概要は、本報告末尾に添付した資料【添付資料1】を参照されたい。
平成18年度に実施した実態調査を基に、今後、分析調査を行っていく予定である。

(4) 施設参観の実施

本研究を行うにあたり、まずは施設の現状を把握する必要があると考え、今年度は、積極的に国内の施設参観を実施した。

C．研究結果

(1) 我が国及び海外の文献に見られる知的障害者の取扱い方

(2) 我が国の矯正施設における知的障害者の現状

上記2点については調査研究を進めているところであるが、今後更なる研究が必要なため、また、本報告書で記載するには内容が膨大であるため、後日改めて報告させていただきたいと考えている。

(3) 矯正施設における実態調査

本研究を進めるにあたり、その前提をなす受刑者の実態を把握すべく調査を行った。調査については、本研究協力者である財団法人矯正協会附属中央研究所の多田・北村両氏が調査票等を作成し、それをもとに本研究助言者である法務省矯正局の椿氏に当該調査を依頼する形式で実施した。調査の内容等の概略は、【添付資料1】の通りである。

その調査結果については、目下集計中であり、次年度以降本研究会に報告・提出する予定である。また、今回の調査で対象とはならなかった非行少年につき、本調査と同様のものを本研究において実施すべく検討中である。

(4) 施設参観の実施

本研究を進めるにあたり、その前提となる知的障害者の処遇実態を理解・把握するには、まずは施設の現状を知る必要があると考え、今年度は積極的に国内の施設参観を実施することとした。

実施日・参観施設・参観者は下記の通りである。【日付順】

平成18年9月14～16日実施。(参観者：藤本・鮎田・三井・綿貫)

社会福祉法人南高愛隣会・コロニー雲仙等の諸施設の参観と研究会の実施。

平成18年11月6日実施。(参観者：藤本・鮎田・三井・綿貫)

神奈川医療少年院参観。

平成18年12月20～22日実施。(参観者：北村)

社会福祉法人南高愛隣会・中津少年学院参観。

平成19年1月25～26日実施。(参観者：北村・鮎田・三井・綿貫)

札幌刑務所参観。

平成19年3月8～9日実施。(参観者：北村・三井・綿貫)

知的障害者更生施設かりいほ参観。

D．考察

平成18年度に実施した研究の概要は上記のようなものであるが、これらの研究を通して、我が国の現状を研究していく上での基盤ができたと考えている。何よりも矯正・福祉の両方の施設を参観し、担当者の現場の声を直接聞く機会を持てたことが、今後の研究を文献研究に留まらない「生きた研究」となる基盤を提供してくれたと考えている。

E．結論

来年度以降は、今年度得た矯正施設における実態調査のデータに対する更なる分析を行うとともに、海外の動向に対する研究・視察を実施することで、更なる知見を深め、本研究に資する研究を実施していきたいと考えている。

【添付資料 1】「知的障害者」又はその疑いのある受刑者調査実施要領

1 調査対象等

(1) 調査対象施設

調査対象施設は、5部制の刑務所全庁及び女子刑務所1庁とする。

対象施設は以下表1のとおり。

表1

5部制 A	黒羽, 千葉, 静岡, 川越少
5部制 B	札幌, 宮城, 府中, 横浜, 名古屋, 京都, 大阪, 神戸, 広島, 高松, 福岡, 長崎
女子	麓

(2) 調査対象者等

平成18年10月31日現在(閉房時)収容されている受刑者で、以下表2の基準1～5に該当する者

表2

	基準	想定される状態像	基準番号
CAPASでのIQ相当値70未満の者で、右のいずれかに該当する者	・医師診断により知的障害(精神遅滞, 精神発達遅滞等を含む)の診断を受けた者	m判定 知的障害者	基準1
	・医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSM- における「精神遅滞」の診断基準に合致する者(この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床判断のみでも差し支えない。)	知的障害者の疑い	基準2

基準		想定される状態像	基準番号
上記以外の者 (CAPASが実施 未了であった者 等)のうち、右 のいずれかに該 当する者	・医師診断により知的障害(精神 遅滞, 精神発達遅滞等を含む)の 診断を受けた者	m判定 知的障害者	基準 3
	・医師による知的障害診断は受け ていないものの, 心理技官の判定 により, DSM- における「精神遅 滞」の診断基準に合致する者 (この場合, 個別知能検査が実施 されていることが望ましいが, 臨 床判断のみでも差し支えない。)	知的障害者の疑い	基準 4
療育手帳を所 持している(又 は, 所持してい ると申告してい る)者		知的障害者	基準 5

DSM- IVにおける診断基準は, PDFファイルで別添しています。

本調査は, 知的障害者の「疑い」のある者を含めて把握しようとするものですので, 処遇指標の属性や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による通報の要否と関連なく判断して差し支えありません。

2 調査票

本調査は調査票が2種類あります。

それぞれの調査票のシートに「入力要領」がありますので, これに従って入力願います。

(1) 分類担当者用調査票(調査)

上記調査対象者に係る属性, 性格特徴, 帰住先などの分類情報について記入をお願いするものです。

(2) 保護統括・処遇統括用調査票(調査)

所属施設における知的障害及び知的障害の疑いのある受刑者に対し, それぞれの立場や業務内容から, どのような対策を講じているか等について記入をお願いするものです。

(添付資料 追加分)

厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究(田島班)」事務局 御中

平成19年5月25日 法務省矯正局

貴研究班の上記研究において、藤本哲也分担研究者研究班の課題とされました“刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査”について、当局において特別調査を実施した結果は、下記のとおりです。

1 刑事施設における知的障害者 調査対象者

平成18年10月31日の時点で、全国15庁の刑務所(注)に収容されている受刑者(27,024名)のうち、知的障害者又は知的障害が疑われる者(410名、男子のみ、平均年齢48.8歳、療育手帳所持者26名)。

(注)今回の調査では比較的規模が大きな15庁を調査対象とした。その内訳は、犯罪傾向が進んでいない者を収容する刑務所(A系列)が4庁、犯罪性の進んだ者を収容する刑務所(B系列)が11庁である。また、医療刑務所は含まれていない。

調査結果の概要

今回調査した知的障害者(知的障害が疑われる者を含む)の特徴は以下のとおり。

主な罪名は、窃盗(43.4%)が最も多く、以下、詐欺(6.8%)、放火(6.3%)の順であり、次いで、盗品等関係、覚せい剤取締法違反などとなっている。

犯罪の動機は、「困窮・生活苦」(36.8%)、「利欲」(20.7%)、「性欲」(9.3%)の順であり、次いで、その他、激情、遊びなどとなっている。

事件を起こした際に無職であった者が80.7%を占める。

86.1%の者が中学校卒業以下であり、高校卒業の学歴を有する者は、6.6%である。

B系列の刑務所における調査対象者の平均入所回数は6.75回であり、今回の受刑を含め、刑務所への入所回数が5回以上に及ぶ者が54.4%いる。

以下は、今回の受刑が2回目以上の者(285名)についてのデータである(出所者全体のデータではない)。

前回の出所時に仮釈放であった者の比率は20%である。

前回の出所時の帰住先が判明しているのは、56.5%であり、その内訳は父母、兄弟・姉妹等の「親族のもと」が27%、「更生保護施設」が10.5%、「知人のもと」が5.3%、「社会福祉施設」が1.1%、「雇い主のもと」が0.7%、「その他」が11.9%である。

前回の受刑からの再犯期間が3か月以内の者が32.3%を占めている。また、60%の者が1年未満で再犯に至っている。

1. 今回の調査はサンプル調査であり、上記の比率はいずれも刑事施設にお

け

る知的障害者全体についての傾向を表すものではありません。

2. 今回の調査では、調査対象施設の多くが犯罪性の進んだ者を収容するB系列の刑務所であり、そのため、対象者に占める再犯者の割合が高くなっています。

2 少年院における知的障害者

調査対象

平成19年1月1日の時点で、全国の少年院に収容されている知的障害者及び知的障害者に準じた処遇を必要とする者（130名，男子113名，女子17名，

平均年齢17.5歳，療育手帳所持者29名）

（参考：平成18年12月末日現在の少年院在院者数 4060名）

調査結果の概要

主な非行名は窃盗（44.6%）が最も多く，以下，強制わいせつ（9.2%），傷害（8.5%），放火（5.4%）の順である。

非行の動機としては，「利欲」（35.4%），「遊び」（13.8%），「共犯者の誘い」（12.3%）を挙げた者が多い。

学歴は，中学校卒業が43.8%，高校中退，高校在学，中学校在学がそれぞれ15.4%である。

対象者の92.3%が今回初めて少年院に入院した者である。

今回の入院が2回目以上の者（10名）のうち，60%が前回出院後，1年以内に再非行に至っている。

非行時の居住状況は，80%の者が家族と同居しており，身元引受人として 実父母（またはその一方）を挙げる者の比率は82.4%である。